

改正

平成26年3月24日告示第6号

平成31年3月26日告示第1号

令和元年10月29日告示第13号

清須市コミュニティバス及びレンタサイクルに係る有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、清須市コミュニティバスに係る車両、バスのりば標識及び印刷物並びに清須市レンタサイクルに係る自転車及び印刷物に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 コミュニティバス及びレンタサイクルへの広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関する基準は、清須市広告掲載要綱（令和元年清須市告示第11号）第3条第2項及び清須市広告掲載基準（令和元年清須市告示第12号）第2条から第4条までの規定による。

2 前項に定めるもののほか、人材募集広告について、労働基準法等関係法令を遵守していないものは、広告掲載の対象としない。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、枠数、掲載位置、掲載期間、掲載料等は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載の募集)

第4条 広告の募集は、清須市ホームページ、広報清須等により行う。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、清須市コミュニティバス有料広告掲載申込書（第1号様式）又は清須市レンタサイクル有料広告掲載申込書（第2号様式）（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかに掲載の可否を決定し、清須市コミュニティバス・レンタサイクル有料広告掲載決定通知書（第3号様式）により、広告主に通知するものとする。

(広告の掲載料の納入)

第7条 広告主は、前条による掲載決定後、市長が指定する期日までに広告の掲載料を納付しなければならない。

(広告物等の作成)

第8条 広告主は、市長が指定する期日までに市長が指定する方法により広告物又は広告の原稿(以下「広告物等」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による広告物等の提出があったときは、その内容について申込書の記載内容と相違がないことを確認するものとし、相違があると認めたときは、広告主に対して広告内容の変更を求めることができる。

(広告主の責務)

第9条 広告主は掲載した広告内容について一切の責任を負うものとする。

2 広告物等の作成費用は、広告主の負担とする。

3 第6条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は継承させてはならない。

4 広告の掲載により第三者に損害等を与えた場合は、広告主において解決しなければならない。

5 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に規定する屋外広告物に該当する場合は、愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号)に規定する許可を受けなければならない。

(広告の掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載する旨の決定を取消することができる。この場合において、市は、広告主に生じた損害の責めを負わない。

(1) この告示に違反があったと認めるとき。

(2) 市長が指定する期日までに広告の掲載料を納付しなかったとき。

(3) 市長が指定する期日までに広告物等を提出しなかったとき。

(4) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告の掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により、広告掲載を取り下げようとする広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

(広告の掲載料の返還)

第12条 納入された広告の掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかった場合は、掲載できなかった期間に応じ、掲載料を返還すること

ができる。

- 2 前項ただし書の場合において1月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、10円未満は切り捨てるものとする。

(広告の掲載料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載料の減免をすることができる。

(1) 市が直接広告を掲載するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

- 2 広告の掲載料の減免を受けようとする者は、申込書に清須市コミュニティバス・レンタサイクル広告掲載料減免申請書(第4号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、清須市コミュニティバス・レンタサイクル広告料減免決定(却下)通知書(第5号様式)により当該申請者に通知するものとする。

- 4 広告の掲載料の減免の額は、次のとおりとする。

(1) 第1項第1号に該当する場合 全額

(2) 第1項第2号に該当する場合 その都度市長が定める額

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日告示第6号)

この告示は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日告示第1号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月29日告示第13号)

- 1 この告示は、令和元年11月1日から施行する。

- 2 第1条から第6条までの規定による改正後の各告示の規定は、この告示の施行の日以後に募集を行うものについて適用し、この告示の施行の前日に募集を行ったものについては、なお従前の例による。

第1号様式(第5条関係)
第1号様式(第5条関係)

清須市コミュニティバス有料広告掲載申込書

年 月 日

清須市長 様

申込者 住所(所在地) _____
氏名(名称) _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
e-mail _____
代表者職氏名 _____
担当者氏名 _____

清須市コミュニティバス及びレンタサイクルに係る有料広告掲載要綱第5条の規定に基づき広告を掲載したいので、次のとおり申込みます。

広告の種類	
掲載希望箇所	
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載内容	※広告の見本等を添付していただいても構いません。

第2号様式（第5条関係）
第2号様式（第5条関係）

清須市レンタサイクル有料広告掲載申込書

年 月 日

清須市長 様

申込者 住所（所在地）
氏名（名称）
電話番号
FAX番号
e-mail
代表者職氏名
担当者氏名

清須市コミュニティバス及びレンタサイクルに係る有料広告掲載要綱第5条の規定に基づき広告を掲載したいので、次のとおり申込みます。

広告の種類	自転車の前カゴ ・ あしがるサイクルマップ ※いずれかを○で囲んでください。
掲載期間	春季 ・ 秋季 ・ 全期間 ※いずれかを○で囲んでください。
掲載内容	※広告の見本等を添付していただいても構いません。

清須市コミュニティバス・レンタサイクル有料広告掲載決定通知書

年 月 日

様

清須市長

印

年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 決定区分 掲載する
 掲載しない

(理由)

広告の種類

掲載箇所

掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

掲載料 金 円

納付期限 年 月 日

※教示

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、清須市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、清須市を被告として（清須市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することになります。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第13条関係）
第4号様式（第13条関係）

清須市コミュニティバス・レンタサイクル広告掲載料減免申請書

年 月 日

清須市長 様

申込者 住所（所在地）
氏名（名称）
電話番号
FAX番号
e-mail
代表者職氏名
担当者氏名

清須市コミュニティバス及びレンタサイクルに係る有料広告掲載要綱第13条の規定に基づき、広告掲載料の減免について次のとおり申請します。

広告の種類	
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
申請の理由	

清須市コミュニティバス・レンタサイクル広告料減免決定（却下）通知書

年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のありました広告掲載料の減免については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

決定区分	決定する ・ 却下する
決定の場合の減免後の広告掲載料	円
却下の場合の理由	

※教示

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、清須市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、清須市を被告として（清須市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することになります。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。